

## 令和6年村上市議会第4回定例会会議録（第5号）

### ○議事日程 第5号

令和6年12月20日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 5号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願
- 第 4 請願第 6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 5 議第117号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第118号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第119号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第120号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第121号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議第122号 村上市墓地設置条例の一部を改正する条例制定について  
議第123号 山北地域活動支援センター設置条例を廃止する条例制定について  
議第124号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 7 議第125号 市道路線の認定について  
議第126号 山熊田長期滞在施設条例を廃止する条例制定について  
議第127号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について  
議第128号 財産の取得について  
議第129号 財産の取得について  
議第130号 財産の取得について  
議第131号 財産の取得について  
議第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 8 議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）  
議第134号 令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）  
議第135号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

- 議第136号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）  
 議第137号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 議第138号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
 議第139号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
 議第140号 令和6年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）  
 議第141号 令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）  
 議第142号 令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）  
 第9 議第143号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第12号）  
 第10 議第144号 令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）  
 第11 議員発議第18号 「持続可能な学校の実現を目指す」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書の提出について  
 第12 議員発議第19号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について  
 第13 議員発議第20号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める意見書の提出について  
 第14 議員派遣の件
- 

○本日の会議に付した事件  
 議事日程に同じ

---

○出席議員（18名）

2番	佐藤憲昭君	3番	野村美佐子君
4番	富樫光七君	5番	上村正朗君
6番	菅井晋一君	7番	富樫雅男君
8番	高田晃君	9番	小杉武仁君
10番	河村幸雄君	11番	渡辺昌君
12番	尾形修平君	13番	鈴木一之君
14番	鈴木いせ子君	15番	川村敏晴君
16番	姫路敏君	17番	長谷川孝君
19番	山田勉君	20番	三田敏秋君

---

○欠席議員（2名）

1番	魚野ルミ君	18番	大滝国吉君
----	-------	-----	-------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋	邦 芳	君
副 市 長	大 滝	敏 文	君
教 育 長	遠 藤	友 春	君
政 策 監	須 賀	光 利	君
総 務 課 長	長 谷 部	俊 一	君
財 政 課 長	榎 本	治 生	君
企 画 戦 略 課 長	山 田	美 和 子	君
税 務 課 長	永 田	満	君
市 民 課 長	小 川	一 幸	君
環 境 課 長	阿 部	正 昭	君
保 健 医 療 課 長	押 切	和 美	君
介 護 高 齢 課 長	志 田	淳 一	君
福 祉 課 長	太 田	秀 哉	君
こ だ も 課 長	山 田	昌 実	君
農 林 水 産 課 長	小 川	良 和	君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫	充	君
観 光 課 長	田 中	章 穂	君
建 設 課 長	須 貝	民 雄	君
都 市 計 画 課 長	大 西	敏	君
上 下 水 道 課 長	稲 垣	秀 和	君
会 計 管 理 者	大 滝	豊	君
農 業 委 員 会 長	高 橋	雄 大	君
選 管 ・ 監 査 局 長	木 村	俊 彦	君
消 防 長	田 中	一 栄	君
学 校 教 育 課 長	小 川	智 也	君
生 涯 学 習 課 長	平 山	祐 子	君
荒 川 支 所 長	平 田	智 枝 子	君
神 林 支 所 長	瀬 賀	豪	君
朝 日 支 所 長	五 十 嵐	忠 幸	君

山北支所長 大 滝 き く み 君

---

○事務局職員出席者

事務局 長	内 山 治 夫
事務局 次長	鈴 木 涉
書 記	中 山 航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。欠席の者2名で、大滝国吉君からは入院加療のため、魚野ルミさんからは体調不良のため、それぞれ欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、9番、小杉武仁君、11番、渡辺昌君を指名いたします。御了承を願います。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、市税等の滞納処分の誤りについて御報告申し上げます。市税等の滞納処分を行うため、預金口座からの差押処分を本年、令和6年11月12日に実施したところでありましたが、今月12日に入りまして、預金を村上市から差し押さえられているが、心当たりがないと市外の方から御連絡をいただき、確認を行ったところ、11月12日に実施した滞納者の預金差押えについて、同姓同名、同生年月日の別人の預金を誤って差押えした事実が判明をいたしました。今回の誤りは、預金口座が滞納者のものであるか確認が不十分なまま差押処分を実施したことが原因であり、相手方には経緯を説明し、おわびするとともに、直ちに返金処理を行った次第であります。今回の事案により税に対する皆様の信頼や本市に対する信用を大きく損ねることとなりましたことに対し、深くおわびいたしますとともに、今後事務手順を確認の上、チェック体制を徹底し、再発防止に努めてまいります。

次に、12月8日の降雪に伴う災害について御報告を申し上げます。今月12月8日深夜から早朝にかけて、水分を多く含む重い雪が降ったことに伴い、8日午前4時29分に朝日地域の一部で停電が発生した後、停電のエリアが市内全域に拡大し、山北地域、村上市地域、神林地域の各エリアで散発的に停電が発生し、一部地域において倒木により道路が閉塞する事態となりました。一連の停電及び

倒木による道路の寸断については順次復旧がなされましたが、県道薦川中原線の通行止めの影響で早朝より一時孤立状態になっていた薦川集落につきましては、防災タブレットにより区長と連絡を取りながら集落の状況を確認をしたところでありましたが、同日午後2時に県道薦川中原線の通行止めが解除となり、孤立が解消された次第であります。

停電につきましては、同日午後4時48分に全ての停電が解消され、ライフラインは全て復旧に至りました。他方、雪の重みや倒木などにより、朝日地域及び神林地域ではテレビ受信用などの光回線宅内引込線33か所に断線やケーブルの垂れ下がりが発生したところではありますが、12月13日に全て復旧をいたしました。このたびの降雪により薦川集落が一時孤立したことに関しましては、被害のあった日が休日であったこともあり、通勤・通学者が少なかったことや停電・孤立のあった時間帯が早朝から日中にかけての時間帯であったことから、住民の皆様には大変落ち着いて対応いただいたと受け止めていたしております。停電やパトロールの状況や対応の推移などにつきましては、市の担当者間でシームレスに情報共有していたほか、今年度配備いたしました防災タブレットにより、集落との通信も確保されていたところでもあります。また、令和4年12月の大雪災害を踏まえ、災害発生時の準備についてはあらかじめ必要となる資機材などの配備をしていたことから、比較的冷静に対応いただけたものと考えているところでもあります。

しかしながら、こうした状況が長引いた場合、救急体制やライフラインの復旧体制など、地元集落はもちろんでありますが、被害を最小限に抑えるためにも初動での対応が重要となることから、関係機関との連携の実態も含め、村上市防災計画の集落孤立対策に対する計画について徹底的に検証を行うよう指示をいたしましたところでもあります。これから本格的な降雪時期を迎えるに当たり、市民の皆様におかれましても、冬期間の災害に対する備えについていま一度御確認をいただき、日頃から御準備をいただくようお願いを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

今ほど報告がございましたとおり、事務処理上の誤りが連続して発生しております。再発防止を徹底し、適正に事務を執行されるよう申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第3 請願第5号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第5号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願を議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託し、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書

が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） 皆さん、おはようございます。ただいま上程されております請願第5号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願については、去る12月11日午前10時から第1委員会室において、委員全員、議長出席の下、市民厚生常任委員会を開会し、審査を行いました。

最初に請願者から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査に入りました。

委員から、村上市は基礎年金だけで生活している人が非常に多く、生活保護率も県内では高く、基礎年金だけの人が多いというのも生活保護率が多い原因の一つかもしれない。状態を把握し、調査を行うなどして政策展開という意味では大事なことであり、賛成であるとの意見がありました。

審査を終え、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願第5号は起立全員にて採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 委員長、御苦労さまです。請願の内容、いわゆる意見を持ってくる方も一生懸命お話ししてやられた中で、いわゆる基礎年金だけで生活なされている方と、生活保護が多いと、そういう、いわゆる市町村ではということも言われていました。この因果関係を、ぜひここで終わらせるのではなくて、委員会の中でも少し勉強するなり、何かやられてもいいのかなと、こういうふうに私は感じたのですけれども、委員長どのようにお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいまの姫路議員のほうからそういうお話もありまして、以前からこれ、以前からと言うとあれですが、市民厚生常任委員会でもそのお話がありまして、今後やはり地元というか村上市の皆さんの実態調査も含めまして、その整合性も含めて、これからやっぱり委員会の中でもその辺りの調査もしていかなければならないのかなと、このたびの請願をいただきまして、それで私どももそういう方向性でこれから詰めていかなければならないなと思っておりますので、その点を踏まえまして、今後の一つの課題として行っていきたいなと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票をしてください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第5号は採択することに決定をいたしました。

---

日程第4 請願第6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、  
長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されました請願第6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書につきまして、去る12月10日午前10時から第1委員会室において、委員全員、議長及び紹介議員出席の下、総務文教常任委員会を開会し、審査を行いました。

初めに、紹介議員から補足説明を受けた後に、審査に入りました。

審査において意見を求めたところ、非常に厳しい状況だとよく理解でき、賛成したいとの意見があり、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願第6号は起立全員にて採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第6号は採択することに決定をいたしました。

---

日程第5 議第117号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第118号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第119号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第120号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第121号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第117号から議第121号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第117号から議第121号までの5議案について、先ほど報告いたしました請願の審査に引き続き、副市長、教育長をはじめ理事者出席の下、審査を行いました。

初めに、議第117号から議第121号までの5議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、寒冷地手当の支給対象となる職員はとの質疑に、地域指定があり、消防本部、消防署の関川分署に勤務する職員が対象になるとの答弁。

委員より、今回の改定に伴って支出の総額は幾らかとの質疑に、影響額では、一般職では共済負担金なども含め1億7,000万円、会計年度任用職員で1億2,400万円、合わせて約3億円弱となるとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上のとおり質疑を終結し、初めに議第117号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第117号は起立

全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第118号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第118号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第119号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第119号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第120号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第121号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第121号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第117号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第117号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第118号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第118号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第119号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第119号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第120号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第120号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第121号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第121号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議第122号 村上市墓地設置条例の一部を改正する条例制定について

議第123号 山北地域活動支援センター設置条例を廃止する条例制定について

議第124号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第122号から議第124号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第122号から議第124号の3議案について、先ほど報告いたしました請願の審査に引き続き、副市長、理事者出席の下、審査を行いました。

初めに、議第122号 村上市墓地設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、羽黒町の墓地の区画と整備費用についての質疑に、区画は3.3平方メートルであり、

令和元年度から整備を行い、経費は220万円ほど要したとの答弁でありました。

委員より、20区画整備したが、今は募じまいする人が増えている段階で、需要の見込みや周知は大丈夫かとの質疑に、今現在申込みは1件あり、見通しは立っていないが、ある程度の区画の確保は必要であり、ホームページ等にも掲載して周知していきたいとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第123号 山北地域活動支援センター設置条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、廃止する理由はとの質疑に、平成19年度に法律改正に伴い地域活動支援センターに移行して、設置条例を制定した経緯があり、市町村合併後、法律と実施要綱の二重立てになっている状態。類似施設としてやまびこの家があるが、こちらも設置条例を組んで運営がなされてきたが、途中、指定管理を経て、委託事業に変更し運営がされているため、今回ぬくもり工房についても同様の取扱いとして廃止条例を提案したとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第123号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第124号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、配慮が必要な子供を保育するわけだが、他のところの例を見ると、保育士の入れ替わりが激しく、短期間で保育士が替わってしまう例を聞く。保育士の変更があまりにも頻繁であれば、何かしら支援を考える必要があると思うがとの質疑に、離職率の状況については指定管理者の選定委員会でも議題に上がっており、スタッフについては病気や結婚等が理由で退職される方がいます。それ以外については引き続き従事していただいております、法人においても配慮して配置していただいているとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第124号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第122号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第122号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第123号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第123号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第124号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第124号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議第125号 市道路線の認定について

議第126号 山熊田長期滞在施設条例を廃止する条例制定について

議第127号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の一部を変更する協定の  
締結について

議第128号 財産の取得について

議第129号 財産の取得について

議第130号 財産の取得について

議第131号 財産の取得について

議第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第125号から議第132号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第125号から議第132号までの8議案について、その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

去る12月12日午前10時から、第1委員会室において、委員全員、副議長、副市長をはじめ、理事者出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第125号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市道認定となる面積はとの質疑に、1,644.82平米であるとの答弁。

委員より、市道認定は寄附が前提となると思うが、なぜ買収となるのかとの質疑に、村上駅周辺まちづくり事業の計画の中で、ここに市道が必要であるだろうということなので、市が購入するのが妥当という判断をしたとの答弁。

委員より、市道認定をするということは、村上駅周辺まちづくりの構想が決まったのかと思われる。全体の土地の取得後に市道認定をするべきではないかとの質疑に、市道認定をしないと、民地の用地提供者が長期譲渡所得の特別控除が受けられないなど、用地提供者に迷惑がかかること、用地提供者からも早めにしてほしいとの希望があったこと、また統合保育園の開園を令和9年に考えており、令和7年度12月までに道路ができていないと、統合保育園のスケジュールに支障が出ることから、今回上程したとの答弁。

委員より、市道認定を求めている番丁4号線の終点に接している市道は今後交通量も増えると見込まれるが、どのようになるのかとの質疑に、田端町区や関係者と協議し、基本的にはこれまで公表しているとおり6メートルの幅員を基本とし、検討していくとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、今の説明でも聞いて分かるが、開発行為に関しての市道認定については、常任委員会等へのより丁寧な説明があると大変ありがたいと思っているとの意見。富樫光七委員より、全体のイメージがない中で今のような道路の話がされてもイメージがしにくい。詳しい説明をしてほしいと思ったとの意見がありました。

次に、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第125号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第126号 山熊田長期滞在施設条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、廃止後、施設はどのようになるのかとの質疑に、活用方法については検討中であるが、活用方法が見いだせなければ市で解体、撤去となるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第126号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第127号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とし、担当課長からの議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第127号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第128号から議第131号までの財産の取得についてを一括議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、入札参加業者のうち辞退している業者があるが、理由はとの質疑に、業者からは自社では整備不可能のためと伺っているとの答弁。

委員より、地元業者が落札できるように制限付一般競争入札など手法は考えられないのかとの質疑に、指名競争入札の方法で行っており、市外の業者が落札することが多い状況であるが、購入車両の点検整備や修繕は市内業者にお願いをしている。また、入札の方法については制限付一般競争入札にするのかなど、いろいろな手法があると思うので、検討するとの答弁。

委員より、購入することによりメリットはとの質疑に、緊急自然災害防止対策事業債という充当率100%、交付税算入70%という有利な起債が令和7年度までである。その制度を活用できるため、リースから購入に切り替えているとの答弁。

委員より、リース満了した車両を市で購入することも検討するべきではとの質疑に、これまではリース車両は5年たつと返却していたが、中古車両の購入も一つの方法であると思うので、新車購入がいいのか、リース満了の際に中古車として購入するのがよいのか、経済的な比較なども必要なので、今後の検討課題としていくとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第128号から議第131号までの4議案は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第132号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、人件費が上がっているが、指定管理料との兼ね合いはとの質疑に、人件費につきましては管理者の裁量ですが、最低賃金を超えているかは確認しているとの答弁。

委員より、設備が破損した際の対応はとの質疑に、年間60万円までは指定管理料の中に含まれている。それ以上の大規模修繕については都度協議し対応しているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第132号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。  
これから順次ボタン式投票により採決をいたします。  
最初に、議第125号について採決をいたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。  
賛成全員です。  
よって、議第125号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議第126号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。  
賛成全員です。  
よって、議第126号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議第127号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。  
賛成全員です。  
よって、議第127号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議第128号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。  
賛成全員です。  
よって、議第128号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議第129号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。  
賛成全員です。  
よって、議第129号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議第130号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第130号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第131号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第131号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第132号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第132号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）

議第134号 令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）

議第135号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

議第136号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）

議第137号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第138号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議第139号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第140号 令和6年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）

議第141号 令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

議第142号 令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第133号から議第142号までの10議案を一括して議題といたします。

本案は、関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

初めに、一般会計予算決算常任副委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任副委員長。

〔一般会計予算決算常任副委員長 高田 晃君登壇〕

○一般会計予算決算常任副委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第133号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）については、一般会計予算決算常任委員会の総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会において、12月10日から12日までの3日間にわたってそれぞれ所管部分の審査を行いました。各分科会での審査が終了したことから、12月17日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開催いたしましたので、審査の概要と結果について御報告を申し上げます。

議第133号のうち、総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会所管分については、3つの分科会ともに起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定した旨、各分科会長から報告がありました。それぞれ分科会長報告に対し質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第133号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの副委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第134号及び議第135号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過について御報告申し上げます。

初めに、議第134号 令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、前回説明を受けた土地購入費の単価と違う理由はとの質疑に、不動産鑑定の結果であり、一般的にその大きさや形によって単価が若干違ってくるとの答弁。

委員より、相手側が解体して村上市に引き渡す時期はとの質疑に、別なところへ住居を建てて住み替えることになるため、来年度後半になるかと思うとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第134号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第135号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担

当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第135号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第137号から議第139号までの3議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第137号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、保険給付費等交付金（普通交付金）が2億2,250万円ほど入っているが、これは例年今頃の時期に調整するのか、また上限はあるのかとの質疑に、例年この時期であり、上限はないとの答弁でございました。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第137号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第138号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第139号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、介護の認定審査は1人1日どのくらい件数調査を行っているのかとの質疑に、1人当たり午前に1件、午後1件行っているとの答弁でありました。

委員より、認定調査の際は本人と家族の同席も必要で、中には仕事を休んで調査に同席しなければならない場合もあり、仕事を休むと生活費にも関わるため、調査を土日でも可能にできないものかとの質疑に、今現在介護の申請も非常に多く、調査件数も増えている状況で、申請から認定結果まで1か月間でできるよう努力はしているところでありありますが、認定調査員の数や調査方法、委託等、今後検討させていただきたいとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第139号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第136号及び議第140号から議第142号までの4議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議第136号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長からの議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、9月議会にゲレンデの原状復旧あるいはリフトの撤去など関係者や地権者との話し合いを進め、閉鎖に伴う諸課題に誠意を持って対応することということで附帯決議をしたが、その後の対応はとの質疑に、10月に地権者の皆さん1軒1軒、今後の復旧方法を市の基本方針を説明しながら意向を確認している。現在8割ほどの地権者の方に意向確認をしているところである。また、朝日地区の区長会においても市の考え方を説明したいと考えているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第136号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第140号 令和6年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長からの議案説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、配水管改良工事の箇所はとの質疑に、荒川地区の春木山大沢川改良工事に伴う補償工事と朝日地区の県道鶴岡村上線改良工事に伴う配水管改良工事であるとの答弁。

委員より、配水管が私有地にあった場合の対応はとの質疑に、市に帰属されていない配水管については、配水管の管理者に漏水などの修繕費を支払っていただきたいと思っている。それができない場合は市で漏水対応をするかについては課内で検討している。また、宅地内に配水管が入っていて、私道のほうに配管することにより市に帰属していただくことについても配水管の所有者に指導していきたい。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第140号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第141号 令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長からの議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第141号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第142号 令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第142号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第133号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第133号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第134号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第134号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第135号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第135号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第136号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第136号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第137号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第137号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第138号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第138号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第139号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第139号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第140号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第140号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第141号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第141号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第142号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第142号は委員長報告のとおり可決されました。

午前11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休 憩

---

午前11時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第9 議第143号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第12号）

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第143号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第143号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市一般会計補正予算（第12号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ840万円を追加し、予算の規模を401億6,210万円にしようとするほか、債務負担行為の補正を行うものであります。

補正の内容といたしましては、都市計画道路、市道南中央線整備のための土地先行取得に係る繰出金、市道下相川日下4号線整備に係る市道整備事業経費を計上いたしました。

歳入におきましては、第11款地方交付税で普通交付税840万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費で都市計画道路、市道南中央線整備のための用地購入について相手方との協議が調ったことから、当該土地を先行取得するため土地取得特別会計繰出金416万4,000円を追加をいたしました。

第8款土木費では、市道下相川日下4号線の河川占用に係る樋門の予備設計及び地質調査の経費として市道整備事業経費420万円を、第14款予備費では、端数調整のため3万6,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正は、今回追加をお願いする市道下相川日下4号線樋門予備設計等業務委託料において、業務期間が令和7年度にまたがることから、委託料総額1,433万3,000円のうち前金払い分に当たる420万円を通常予算に計上し、残りを債務負担行為に追加しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） おはようございます。ちょっとお聞かせください。

事務的なことなのですけれども、第8款の市道整備事業経費、測量設計等委託料420万円、この財源は地方交付税を充てるとのことだと思えますけれども、これは公共事業でもあるので後で何か国からの補助金が入って財源更正みたいな可能性はあるものなののでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） 今回の補正の財源としては、交付税は一般財源として充てているということで、この420万円については一般財源で対応する予定になっております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 質問の趣旨とはちょっと回答が違うのですけれども、3問しか質問ができませんので、後でまたお聞きします。

それで、私これ追加議案が配られてきたものですから、この中身が、11月22日の国の補正予算で地方の重点交付金とかございます。1月、非常にこれから寒くなるので、物価高騰とかそういうものが入ってくる追加議案といいますか補正だと思って見ていたのですけれども、その辺ないのですけれども、その辺スケジュール的に間に合わなかったのか、今後の、もう寒い冬も来ていますので、一刻も早くやらなくてはいけないと思えますけれども、今回には間に合わなかったにしても、今後のちょっとスケジュールを教えていただければと思えますが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今ほどの地方交付税を充てておりますので、交付税措置されているということで、さっきの御質問については御理解をいただきたいというふうに思っております。

今回の重点支援交付金の部分でありますけれども、国会で成立をするタイミングと本定例会のタイミングがちょうど重なっているものですから、今回御提案するまでには至りませんでした。まだ国の予算が通っていませんので。これ年明け早々着手したいということで、実はもう既に御承知のとおり、3万円、2万円の給付型の支援につきましては、できれば年内にやりたいねということで調整をしたのですけれども、まだそれスタートできない状況でありますので、残念ながら年明けになるということでありまして、年明け早々また改めて議会のほうに御提案をすることになると思えますので、その際にはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 重点支援交付金、生活支援、事業者支援、いろいろメニューあるようですので、私の知り合いの障害者施設も非常にやっぱり電気代高騰していて苦しいという話も聞いていますので、ぜひ現場の状況をしっかり確認した上で、的確な施策、事業展開をお願いしたいと思います。すが、当たり前のことで申し訳ないですけれども、市長からも一言お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 本来であれば趣旨から外れているのだけれども、市長挙手しているのです。市長、お願いします。すみません。

○市長（高橋邦芳君） 既に新聞報道等で詳細のメニューも含めて明らかになっているわけでありまして、その中で重点支援交付金の使い道というの非常に柔軟性持っておりますので、今市で何が一番必要なのかという部分を整理をして、テーブルの上に今のせている状態になっています。これについて直ちに着手できるようにということで、それぞれのメニューについての措置を、金額が限られておりますので、数億円規模で来ますので、それを充当していくということで、一刻も早く市民に届けたいということ。今回の3つ、経済対策、国民生活、それと物価高騰、この対策でありますので、そこに注力した形で市民に対する支援を行っていきたい、また中小企業、中小の皆さんにも応援できるような仕組みにしていきたいということで、現在制度設計しているところであります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第143号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第143号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第144号 令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10 議第144号 令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第144号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ832万8,000円を追加し、予算の規模を2億4,413万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、都市計画道路、市道南中央線整備のための用地購入について相手方との協議が調ったことから、先行取得するための経費を計上するものであります。

歳入におきましては、第2款土地開発基金借入金で416万4,000円を、第4款繰入金で一般会計繰入金416万4,000円を、歳出におきましては第1款財産取得費で土地取得事業経費416万4,000円を、第2款諸支出金で土地開発基金積立金416万4,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第144号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第144号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議員発議第18号 「持続可能な学校の実現を目指す」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第18号 「持続可能な学校の実現を目指す」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

7番、富樫雅男君。

〔7番 富樫雅男君登壇〕

○7番（富樫雅男君） ただいま上程されました議員発議第18号 「持続可能な学校の実現を目指す」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書の提出について提案理由を説明申し

上げます。

本案は、去る12月10日にされました総務文教常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書についてであります。皆様に配付されております資料に記載のとおりですが、教員の負担軽減のため、部活動の地域移行、また標準授業時数の削減、そして教員定数改善を図ること、自治体でのこうした取組が確実に進むよう財源の確保を図ること、また教員の命と健康が守られるよう法制度の整備を図ること、さらに勤務時間実態調査を実施し、必要な措置を講ずることを求めるものです。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、尾形修平議員、鈴木いせ子議員、菅井晋一議員、野村美佐子議員、高田晃議員、そして提出者は私、富樫雅男でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第18号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第18号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議員発議第19号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第19号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

7番、富樫雅男君。

〔7番 富樫雅男君登壇〕

○7番（富樫雅男君） ただいま上程されました議員発議第19号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る12月10日に開催されました総務文教常任委員会協議会で審査された意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書についてであります。皆様へ配付されております資料に記載のとおりです。日本人拉致問題は深刻な問題であり、被害者自身やその家族の高齢化が進み、もはや一刻の猶予も許されない状況となっております。北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者家族のこうした痛切な思いを共有し、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国と真相究明に向け、今後とも最重要課題と位置づけて、国際社会と連携を強化し、国を挙げて全力で取り組むことを求めるものです。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、尾形修平議員、鈴木いせ子議員、菅井晋一議員、野村美佐子議員、高田晃議員、そして提出者は私、富樫雅男でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第19号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第19号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議員発議第20号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員発議第20号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） ただいま上程されました議員発議第20号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める意見書の提出についてであります。本案は去る12月11日に開催されました市民厚生常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書案はお手元に配付のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、渡辺昌議員、長谷川孝議員、川村敏晴議員、山田勉議員、鈴木一之議員、そして提出者は私、上村正朗でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第20号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和6年第4回定例会を閉会といたします。

皆様には、長期間にわたり大変御苦勞さまでございました。

午前11時30分 閉会